

ライフパートナーシップ制度 ガイドライン



Storyteller tells the Story

The Monogatari Corporation

■ ライフパートナーシップ制度について

■ 【ライフパートナーとは】

戸籍※1において同性であり、
婚姻に準じた関係を構築している二者間の相手方のことをいいます。

本制度の社員のライフパートナーシップについては、
社内で法律上の婚姻関係と同様に扱うことで、お互いの関係性を尊重し、
セクシュアルマイノリティの社員が
自分が望むセクシュアリティのまま安心して働けるようにこの制度があります。

※1:日本国籍でない場合はこれと同等の公的文書

■ 【制度について】

就業規則およびその他各種規程において、ライフパートナーを配偶者とみなします。
その範囲は、社内で制度の適用関係を判断できるものすべてに及びます。

社外および公的な機関が関わる制度については適用ができないものがありますが、
法的な婚姻関係に対し不公平が生じることがないように誠実に対応したいと考えています。

■ 利用申請方法

■ 【ライフパートナーシップ制度の申請フロー】

- 1.申請者から申請に必要な書類4点を人財応援部の担当者まで郵送。
- 2.人財応援部の担当者が下記提出方法に従って提出。

【提出方法】

人財応援部担当→人財応援部長→経営理念推進・ダイバーシティ&インクルージョン本部長→労務G

※各種書類を毎月20日までに人財応援部の担当者まで提出すると当月からの適用になります。

20日以降の提出の場合は翌月からの適用になります。（こちらですべての書類の確認が必要です）

- 3.人財応援部の担当者から人財応援部長、経営理念推進・ダイバーシティ&インクルージョン本部長へ、
情報共有した上で当事者社員と個別面談を実施。

- 4.【個別面談：オンライン実施】※本人希望での福利厚生利用の為、面談は勤務ではありません

1部：改めて制度を利用した場合に情報がどの範囲まで閲覧可能になるかなど、
細かな説明をした上で今後の働き方や、異動などに対する考えをヒアリング。

【面談参加者】：当事者社員、ライフパートナー、人財応援部担当

2部：ライフパートナーシップ証明書の授与

【面談参加者】：1部メンバー、経営理念推進・ダイバーシティ&インクルージョン本部長

- 5.社員基本情報（変更）届の提出 ※労務グループに提出をお願いします。

申請時に必要な書類

内容
① ライフパートナーシップ登録申請書
② 別の方と婚姻関係がないことを証明する書類 ※以下のいずれか1点：2名分
・ 戸籍個人事項証明書（戸籍謄本）
・ 市区町村発行のパートナーシップ証明書
・ 外国籍の場合は、本国の大使館、領事館が発行する 「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書）」 日本語訳（翻訳者 氏名も記載）
③ 本人確認書類のコピー（顔写真付きもの） ※以下いずれか1点：2名分
・ 個人情報カード（マイナンバーカード）の表面
・ 旅券（パスポート）
・ 運転免許証の表面
・ 在留カード
・ 官公署が発行した免許証・許可証又は登録証明書（顔写真付きのもの）など
④ 住民票

※書類は全て2か月以内のものに限ります

各種規程

■特別休暇

結婚休暇	5日（登録日から1年以内に使用）
忌引き休暇	ライフパートナー5日　ライフパートナー父母　3日

■各種手当

家族手当	配偶者：10,000円（社員が世帯主の場合） 子：5,000円（18歳以下かつ社会保険扶養家族の場合）
別居手当	82,000円（給与規定に準ずる）
賃料補助（転居費用）	ライフパートナーを伴い異動する際に申請することができる （給与規定に準ずる）

■慶弔金

結婚お祝い金	100,000円
弔慰金	パートナー50,000円　パートナー父母　20,000円

※その他、記載している内容以外に関してはその都度人財応援部へ問い合わせてください。

■よくある質問

Q1. 制度を利用することは誰にどこまで知られますか？

制度を利用したいけれど、社内へカミングアウトしたくありません。

A. 申請があったことは、まず連絡を受けた担当者与人財応援部の担当者のみ共有します。

実際に制度を利用することになると関係する実務を担う担当者は、
情報を得ないと対応できないので情報を知ることになります。

個別面談の際に詳しい説明をしますのでどうしても不都合がありそうな場合は、
制度を取りやめることも可能ですので、まずは気軽にお話させてください。

**Q2. 自分の住んでいる自治体では「同性パートナーシップ制度」がなく関係を証明できるものはないですが、
会社のライフパートナーシップ制度は利用できますか？**

A. 同性パートナーシップ制度を証明できるものがない場合でも、柔軟な制度適用をしております。

詳しくは人財応援部の担当者まで問い合わせください。